
FOOMA JAPAN 2020 大阪

出展規約

1.FOOMA JAPAN 2020 大阪 出展スペースタイプ

出展スペースタイプは、タイプA(1単位7.5㎡)からタイプL(25単位187.5㎡)の9種類です。

*「単位」とは、タイプA(7.5㎡)を1単位とした各出展スペース規模の単位です。

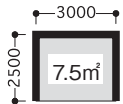
タイプ	単位*	面積	サイズ
A	1	7.5㎡	3.0 m × 2.5 m
B	2	15.0㎡	6.0 m × 2.5 m
D	4	30.0㎡	6.0 m × 5.0 m
E	6	45.0㎡	9.0 m × 5.0 m
G	9	67.5㎡	9.0 m × 7.5 m

タイプ	単位*	面積	サイズ
H	12	90.0㎡	12.0 m × 7.5 m
J	16	120.0㎡	12.0 m × 10.0 m
K	20	150.0㎡	15.0 m × 10.0 m
L	25	187.5㎡	15.0 m × 12.5 m

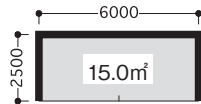
※面積・サイズは、基礎壁面を含んでいます。※システム寸法(芯々寸法)は出展社説明会で配布する「出展の手引」で確認してください。

— : 基礎壁面 (システムパネル) 配置位置によって開放面が変わります。

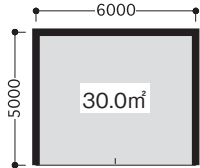
■タイプA (1単位)



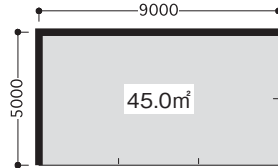
■タイプB (2単位)



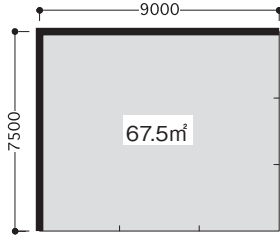
■タイプD (4単位)



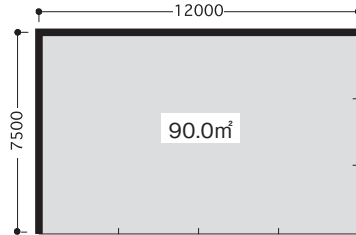
■タイプE (6単位)



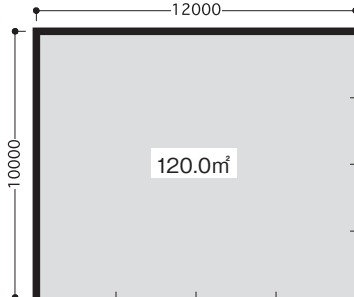
■タイプG (9単位)



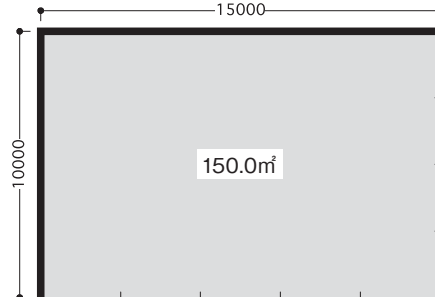
■タイプH (12単位)



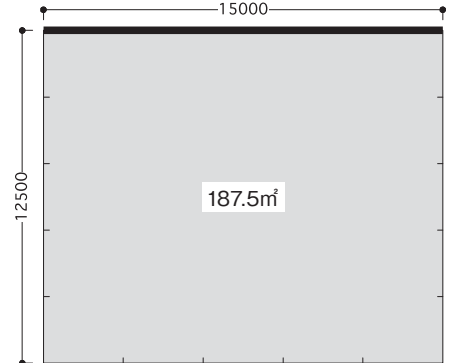
■タイプJ (16単位)



■タイプK (20単位)

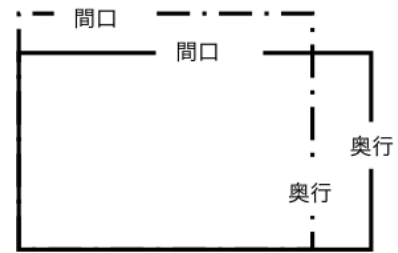


■タイプL (25単位)



配置位置による開放面と変則

*タイプA~Dは原則1面開放。
 *タイプE以上は原則2面開放となります。配置位置によっては3面開放、4面開放の場合があります。
 4面開放の場合は、スペース渡しとなります。
 *配置位置によっては下図のように間口寸法・奥行寸法が変わる場合があります。この場合でも面積は変わりません。
 *トラックヤード側へ配置された場合はスペース渡しとなります。
 また会場レイアウト及び会場の建築構造の都合上、変形スペースやスペース内に会場の柱が入る場合があります。この場合は平米計算にしてタイプ毎の面積に応じたスペースとなります。



2.出展料(消費税別) *団体会員の出展料は、所属団体にご確認ください。

一般		
タイプ	単位	料金(消費税別)
A	1	¥270,000
B	2	¥540,000
D	4	¥1,080,000
E	6	¥1,620,000
G	9	¥2,430,000
H	12	¥3,240,000
J	16	¥4,320,000
K	20	¥5,400,000
L	25	¥6,750,000

出展料に含まれるもの

- ① 出展スペース
- ② 基礎壁面(システムパネル) ※スペース渡しのブースには基礎壁面(システムパネル)を設置しません。
- ③ 単相100V/0.3kwまでの電気一次幹線工事
- ④ 共用施設の工事費及び維持費
- ⑤ 広告宣伝費(ポスター、招待状等)
- ⑥ 来場者サービスに関わる費用
- ⑦ 安全管理費、要員費、警備費

出展料に含まれないもの

- ① 自社出展スペースの装飾等、運営費、展示物の運搬費
- ② 会期中の作業指定時間を超えての残業作業費
- ③ 電気、給排水、ガス、エアの自社ブース内二次工事費及び使用料
- ④ 自社出展製品、機器等に付保した損害保険料
- ⑤ 展示、実演及び搬入出作業中に発生した対人障害、物損事故等に係る費用
- ⑥ 法令及び規約・規定に基づく展示装飾

3. 出展申込受付

(1) 出展申込受付期間

出展申込受付期間は下記の通りです。出展申込受付は先着順ではありません。下記期間内にFOOMA JAPAN 運営事務局(以下、運営事務局)まで出展申込書と出展製品通知書を提出してください。尚、受付期間締切日の当日消印有効として受け付けます。

一般出展申込受付期間
2019年9月17日(火)～2019年11月15日(金) (11月15日消印有効)

(2) 出展申込受付

出展申込書と出展製品通知書は必要事項を明記し、社判、代表者印、担当者印の3か所に必ず捺印のうえ、運営事務局へお送りください。捺印がない等、書類に不備があった場合は受付できません。尚、出展申込書と出展製品通知書は配送事故に備え、必ず配送状況が確認できる手段でお送りください。電話、FAX、メール、持参での受付はいたしません。

- ① 出展申込書に1.の「FOOMA JAPAN 2020 大阪 出展スペースタイプ」の9種類のタイプの中から、ご希望のタイプを1つ選択し記入してください。
- ② 申込締切後、もし申込タイプの空きがない場合、他のタイプでの出展を希望する場合は、「下記のタイプでも検討可」にチェックをし、検討可能タイプにもチェックをしてください。申込タイプ以外での出展を希望しない場合は、「上記申込タイプ以外では申込辞退」にチェックをしてください。この場合解約料は不要とします。
- ③ 出展製品通知書を出展申込書とともに必ずお送りください。
- ④ 出展申込受付期間終了後に、出展製品・サービス、出展規模、過去の実績、実演の有無などを考慮して、主催者により出展社を決定します。

(3) 出展申込の確定

運営事務局から承認印を押印した受理書をお送りすることにより、申込が確定します。

(4) 申込先

FOOMA JAPAN 運営事務局

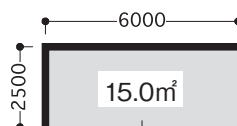
〒108-0023 東京都港区芝浦3-19-20 ふーまビル3F

4. 開放型(角小間)スペース指定のエントリー

- ① スペースタイプBとDに限り、開放型(角小間)指定へのエントリーを受け付けます。
- ② 開放型(角小間)スペースは会場レイアウト上、設置数に限りがあります。
- ③ 決定時期は出展社説明会時となります。
- ④ 開放型(角小間)スペースへの配置が決定した場合には、開放型(角小間)スペース指定料を出展社説明会後に追加で請求いたします。
- ⑤ 開放型(角小間)スペース指定料

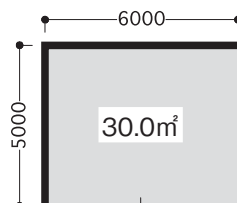
●タイプB

50,000円(消費税別)



●タイプD

66,700円(消費税別)



5. 共同出展

申込が1社で、その出展スペースを共同で複数社が使用する場合は共同出展と呼びます。出展申込社は、共同出展する社名等を出展申込時に運営事務局へ通知するものとし、以下の条件を遵守しなくてはなりません。

- ① 出展スペースは、出展申込社のブースであることを主催者が明瞭に判別できること。
- ② 出展スペースを区切ったり、独立した形にならないこと。共同出展社名が出展申込社名よりも目立つ表記にならないこと。(このような場合は、当該スペースについて、転貸、転売、譲渡があったこととみなします。)
- ③ 事前に図面を提出し、運営事務局の許可を得ること。この場合の共同出展社名は、出展申込社に從する形で公式印刷物や公式WEBサイトに掲載されます。尚、出展社に配布・支給される物品は出展申込社に対してのみとなります。

※ 複数の出展社がそれぞれ単独で申込み、それぞれの出展スペースを接合して使用することを希望する場合、その合計した出展スペースは1.の「FOOMA JAPAN 2020 大阪 出展スペースタイプ」で定められたタイプに限ることとします。この際、申込時にそれぞれの出展社は、合計した出展スペースのタイプ、自社が使用する㎡数(7.5㎡の倍数)、自社が使用する㎡数に基づいて計算した金額を出展申込書に記入して申込むこととします。但し、上記の申込は、申込期間と出展料金が異なることのない正会員同士、賛助会員同士、一般同士に限りです。

6. 出展料支払い期限

2020年1月31日(金)

7. 振込先

みずほ銀行新橋支店 普通口座 795164 名義: 一般社団法人 日本食品機械工業会 住所: 〒108-0023 東京都港区芝浦3-19-20 ふーまビル
--

8. 出展申込受付の基本条件

出展社は、FOOMA JAPANの開催主旨に合致し、出展申込書及び出展製品通知書の出展製品欄に明示された内容以外の展示はできないものとします。

9. 出展物(製品・技術・サービス)

出展物は、FOOMA JAPANの開催趣旨に合致するものに限りです。中古品、模倣品の出展はできません。出展申込書及び出展製品通知書には出展物(製品、技術、サービス)の記入を義務付けます。出展申込受付時に出品社、出品物に対して審査を行い、開催趣旨に沿わない場合には、出展申込受付の保留・拒絶を行う場合があります。尚、この場合の理由は表明しないものとします。

10. 出展料の請求と支払い

出展申込確定後、主催者より出品社に出展料(消費税込)を請求します。出品社は2020年1月31日(金)までに主催者指定の口座に出展料を振込むものとします。なお、振込手数料は出品社が負担するものとします。支払期日までに出品料の振込が確認できない場合は、主催者は出品申込の確定を解除し、当該出品社の出展を断ることができるものとします。この場合は、出展申込の解除とし解約料を申し受けます。

11.出展申込の解除・取消し

- ①出展申込確定後、出展社の都合により出展を取り消す場合は、下記の通り解約料を申し受けます。
- ②解約料は、書面による出展取消通知を受理した期日を基準に定めます。
- ③出展解約料

書面による解約通知を受理した日	解約料
出展申込確定後～2020年1月30日(木)	出展料の(消費税込) 70%
2020年1月31日(金)以降	出展料の(消費税込) 100%

※出展社説明会で開放型(角小間)スペースへの配置発表後に開放型スペースに配置された出展社が出展を取り消す場合は2面開放(角小間)指定料を含んだ解約料を申し受けます。

- ④出展社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐにこれを支払うものとします。出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、超過分を主催者より返還します。
- ⑤運営事務局は、展示会の開催前及び開催中に、出展社が本展示会の規約・規定に重大な違反をした場合、または出展申込書に虚偽の記載があった場合、もしくは登録された展示物以外のものを展示した場合には、即座に出展を解除できるものとし、この場合も解約料を申し受けます。

12.出展スペースタイプの変更

出展申込確定後の出展スペースのタイプ変更はできないものとします。

13.出展スペース位置の決定

- ①出展スペースの位置は、出展製品・サービス、出展規模、過去の実績、実演の有無などを考慮して、主催者が決定するものとします。
- ②運営事務局は、入場者整理の都合上、または展示効果向上、関係法令遵守のために出展スペース位置(会場レイアウト)を変更し、それに伴う出展スペースを再配置する権利を有します。その際、出展社は出展スペース位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

14.出展スペースの転売等の禁止

出展社は、自社分の出展スペースを金銭の授受に関わらず、転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

15.出展製品の高さ制限

出展製品に高さ制限は設けません。但し、その製品に社名・マーク・製品名などが付着する場合は、その社名・マーク・製品名は看板とみなし、展示装飾物の高さ規定を適用するものとします。

16.出展製品の実演

- ①火気器具等の実演、危険物品の持込については、所轄の消防署の許可が得られた場合のみ、出展スペース内または定められた場所で、操作・実演することができるものとします。
- ②実演のためにガス、給排水、エア等が必要な場合は、出展申込書の「必要とする設備・附帯事項」に記入してください。また、出展社説明会で配布する所定の様式により申請をしてください。
- ③試飲・試食を行う場合は、保健所の指示によりブース内に給排水設備の設置が必要となる場合があります。出展申込書の「必要とする設備・附帯事項」に記入してください。また、出展社説明会で配布する所定の様式により申請をしてください。

17.出展製品の展示即売

出展製品の展示即売を希望する場合は、出展申込書にその旨を記入し、実施方法など関係法令等に適合した計画の詳細を必ず運営事務局へ届け出てください。運営事務局が承認した場合のみ行うことができるものとします。

18.出展物等の配置および撤去

- ①出展物等の会場への搬入と設置は、後日運営事務局より通知された時間内におこなわれるものとします。出展スペース内の出展物配置は、会期が始まる前日の午後2時までに完了されねばならないものとします。出展社が上記時刻までに自社の出展スペースを占有しなければ、運営事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を運営事務局が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際出展社は、同日に解約した場合の解約料を主催者に支払うものとします。
- ②会期中の出展物等の撤出、移動、搬入の際は必ず出展社は運営事務局の承認を得た後、作業をおこなうものとします。
- ③出展スペース内の出展物は、後日運営事務局より通知される時間内にすべて撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは出展社の費用で運営事務局により撤去されるものとします。

19.展示場の使用

- ①実演または他の宣伝活動はすべて展示スペース内に限られるものとします。出展社は実演または宣伝活動のために出展スペース近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- ②隣接の出展社などの妨げとなる展示は、いかなる方法でも認めないものとします。近隣の出展社とトラブル等があった場合には、運営事務局が「出展の手引」の規程をもとに妨害・違反の有無および変更の必要性を判断し、出展社は運営事務局の指示に従うものとします。
- ③運営事務局は、音、光熱、臭気、煙、材料、操作方法またはその他の理由から、問題があると考えられる出展物、および展示会の目的と合致しない出展物を制限、禁止もしくは撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物および運営事務局が問題があると考えられる性質のすべてにおよぶものとします。
- ④上記の制限または撤去の場合、主催者は当該出展社に対し出展料および各種料金は返還しないものとします。尚、主催者はそれによって生じる損害等については一切の責任を負わないものとします。

20.出展物の管理と免責

運営事務局は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負わないものとします。

21.損害賠償

出展社または、その代理人の不注意によって、会場設備や展示会の建造物、人身などに損害が生じた場合は、その一切について出展社が負うものとします。

22.展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することができます。主催者はこれによって生じる損害、費用の増加、その他不利な事態については責任を負わないものとします。

23.規約・規定の遵守

出展申込は主催者が定める出展規約及び出展の手引に記載された装飾、安全等に関するすべての規定を遵守することを承諾したものとします。